破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第１３６８号
札幌市南区川沿５条３丁目１番35号　リバーサイド５・３―102号
破産者　佐藤　浩二
1　破産債権の届出期間　平成24年８月22日まで
2　一般調査期日　平成24年９月12日午後３時
平成24年７月26日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９６１号
大阪市阿倍野区三明町１丁目14―17　ベアメナージュ501号、開始決定時の住所大阪市都島区中野町５丁目13番２―1201号
破産者　岩井　修哉
1　破産債権の届出期間　平成24年８月24日まで
2　一般調査期日　平成24年９月27日午後１時30分
平成24年７月26日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４号
山口市宮野下3171番地６
破産者　小川由美子
1　破産債権の届出期間　平成24年８月31日まで
2　一般調査期日　平成24年10月19日午前10時
平成24年７月27日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０４号
埼玉県朝霞市仲町２丁目４番２―606号
破産者　西大條容子
1　破産債権の届出期間　平成24年９月３日まで
2　一般調査期日　平成24年10月１日午前10時15分
平成24年７月25日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８１６号
堺市北区新金岡町２丁１番８―221号
破産者　石原　禎人
1　破産債権の届出期間　平成24年９月10日まで
2　一般調査期日　平成24年10月22日午後１時30分
平成24年７月26日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３７９号
京都市伏見区竹田中内畑町142番地グランフィールド102
破産者　小林　宗近
1　破産債権の届出期間　平成24年９月12日まで
2　一般調査期日　平成24年10月10日午前11時50分
平成24年７月27日
京都地方裁判所第５民事部破産係

債権者集会等の期日

平成２３年（フ）第６０４９号
埼玉県草加市氷川町1474―１
破産者　大石　健三
財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月24日午後３時30分
平成24年７月24日
東京地方裁判所民事第20部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第２２号
山口県大島郡周防大島町大字小松1678番地
破産者　有限会社小林建材店
異議申述期間　平成24年９月５日まで
平成24年７月27日　山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第２６６号
松江市東津田町2168番地558
破産者　有限会社小町屋商店
異議申述期間　平成24年９月26日まで
平成24年７月26日　松江地方裁判所民事部

免責審尋期日

平成２４年（フ）第５４７１号
東京都大田区山王３丁目43―２―301
破産者　中江純一郎
審尋期日　平成24年10月29日午前10時
平成24年７月26日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第１１号
群馬県前橋市鳥羽町34番地の１
清算株式会社　株式会社バン企画
代表清算人　小野寺徹也
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
前橋地方裁判所民事部

平成２４年（ヒ）第１２号
横浜市栄区飯島町109番地１
清算株式会社　株式会社いいもの不動産
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
横浜地方裁判所第３民事部

特別清算協定認可

平成２４年（ヒ）第２０２２号
東京都千代田区麹町４丁目７番２号
清算株式会社　株式会社インテクトホールディングス
代表清算人　岡林　明弘
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１カ月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
2　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権額の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
3　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部

監 督 命 令

平成２４年（再）第８１号
東京都葛飾区亀有３丁目２番８―1105号　パークホームズ亀有
再生債務者　鏑木　順之
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都中央区銀座８―９―11　銀座天國ビル４階　ひいらぎ総合法律事務所　弁護士　清水　祐介
平成24年７月24日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２４年（再）第７９号
香川県丸亀市港町147番地13
再生債務者　株式会社フード・リサーチ
1　決定年月日時　平成24年７月26日午前11時30分
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年８月24日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成24年９月28日から平成24年10月５日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第７８号
東京都港区高輪４丁目３番３号　ＴＡＫＡＥ　Ｉ．ＴＯＰＳ
再生債務者　鈴木　徹夫
1　決定年月日時　平成24年７月24日午後１時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年８月17日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成24年９月21日から平成24年９月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

再生債権の特別調査期間

平成２４年（再）第７号
東京都港区芝浦１丁目12番３号
再生債務者　株式会社太平洋クラブ
特別調査期間　平成24年８月13日から平成24年８月14日まで
平成24年７月24日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第８号
東京都港区芝浦１丁目12番３号
再生債務者　株式会社太平洋ゴルフサービス
特別調査期間　平成24年８月13日から平成24年８月14日まで
平成24年７月24日
東京地方裁判所民事第20部